

会 員 各 位

八女筑後医師会長 永田 一良  
担当理事 馬田 裕二

## 八女市子ども医療費助成制度の改正について

今般、標記制度助成につきまして、平成30年10月より中学生の通院に係る医療費まで拡大し、中学生についても医療証を交付することとなる旨、八女市長より福岡県医師会を通じて、連絡がありましたのでお知らせ致します。

つきましては、医療機関におかれましても本件に関しご了知いただきますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、八女市市民部市民課公費医療係（0943-23-1117）までお問い合わせ下さいますようお願い致します。（別添のチラシもご参照下さい。）

## 記

## &lt;改正内容&gt;

| 対象者<br>年齢区分 | 平成30年9月まで    |          |        | 平成30年10月から |          |        |
|-------------|--------------|----------|--------|------------|----------|--------|
|             | 患者自己負担額      |          | 医療証の色  | 患者自己負担額    |          | 医療証の色  |
|             | 入院           | 通院       |        | 入院         | 通院       |        |
| 未就学児        | 自己負担なし       | 自己負担なし   | ラベンダー色 | 自己負担なし     | 自己負担なし   | ラベンダー色 |
| 小学生         | 自己負担なし       | 1,200円/月 | 黄緑色    | 自己負担なし     | 1,200円/月 | 黄緑色    |
| 中学生         | 自己負担なし（償還払い） |          |        | 自己負担なし     | 1,200円/月 | 黄緑色    |

※自己負担は、いずれも1医療機関ごと

※調剤は自己負担なし

※生活保護法による保護を受けている者は対象外

平成30年10月から

# 通院時の医療費の助成を 中学生まで拡大します



● 医療費の自己負担 ●

平成30年9月30日までの制度

|    |        |                                       |
|----|--------|---------------------------------------|
| 通院 | 小学校就学前 | 自己負担なし                                |
|    | 小学生    | 1カ月 1,200円を<br>限度に自己負担あり<br>(1医療機関ごと) |
|    | 中学生    | 助成対象外                                 |

|    |             |  |
|----|-------------|--|
| 入院 | 中学3年生<br>まで | 自己負担なし<br>(中学生については<br>医療機関で一旦負担<br>し、後日申請手続き) |
|----|-------------|--|

平成30年10月1日からの制度

|    |        |                                       |
|----|--------|---------------------------------------|
| 通院 | 小学校就学前 | 自己負担なし                                |
|    | 小学生    | 1カ月 1,200円を<br>限度に自己負担あり<br>(1医療機関ごと) |
|    | 中学生    | 1カ月 1,200円を<br>限度に自己負担あり<br>(1医療機関ごと) |

|    |             |  |
|----|-------------|--|
| 入院 | 中学3年生<br>まで | 自己負担なし<br>(医療証を提示する<br>ことで、医療機関窓<br>口での自己負担なし) |
|----|-------------|--|

- 保険の対象とならない薬の容器代や入院時の食事代・部屋代等は、助成の対象外です。
- 学校管理下でのけがや病気の場合は、学校を通じて独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付を受けることができますので、医療証の使用はお控えください。
- 住所・氏名・健康保険証が変わった場合は、変更の届け出をしてください。
- 交通事故やけんか等の第三者によるけがの場合で、医療証を使用される場合は、「傷病届」の提出が必要となります。